

国海員第 1 1 3 号  
令和 2 年 7 月 1 7 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 6 2 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
千歳海運株式会社	東京都中央区新川一丁目5番13号
新居浜海運株式会社	愛媛県新居浜市西原町一丁目4番18号
生田&マリン株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通5番地
The Crew Network 合同会社	熊本県上天草市松島町阿村230番地1
大王有限会社	福岡県北九州市八幡西区浅川日の峯 二丁目24番3号